

子育てにやさしい事業所を募集します！

個人事業主さんもOKです！

応募期間

令和5年11月21日(火)～1月31日(水)

子育てにやさしい事業所とは…

「松阪市子育てにやさしい事業所」とは、市民や地域や従業員に対する子育て支援の取組を積極的に進めている事業所のこと、松阪市が認定をしています。

松阪市内に本店・支店などがある事業所や個人商店を始めとする個人事業主、特定非営利活動法人などが対象となります。

子育てにやさしい事業所になると…

- ・市のホームページやSNSなどで企業名、取組内容を紹介！
- ・自社のパンフレット、ポスター、チラシ等に認定マークが使用可能！



認定は3段階！
取組みが増えると点数に応じてランクアップ！

●募集要項

認定基準

- ・事業所の所在地が松阪市内にあること。
- ・子育て支援に積極的に取組む、松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシートに定める2つ以上の取組分野に該当し、取組項目の合計点が14点以上で三つ星(ゴールド)認定、10点から13点で二つ星(シルバー)認定、6点から9点で一つ星(ブロンズ)認定となります。

認定までの流れ

応募(1月31日まで)
↓
審査(2月上旬を予定)
↓
認定証交付(2月下旬を予定)

「子育てにやさしい事業所」の詳細・申請書はこちらからダウンロード →



応募方法

令和5年11月21日(火)～1月31日(水)までに、申請書及び取組内容がわかるもの(写真、チラシ、関係書類など)を添付して、郵送(当日消印有効)、メール、または直接こども未来課まで提出してください

●松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシート

2つ以上の取組分野に該当し…

取組項目が6点～9点
→1つ星

取組項目が10点～13点
→2つ星

取組項目が14点以上
→3つ星

◎ 認定は点数によって3段階！…取組み内容は追加・変更が可能です！

取組分野	取組項目	配点
1 子育て家庭にやさしい	松阪市赤ちゃんの駅に登録している	2
	託児設備、またはキッズスペースの設置がある	1
	子育て家庭を対象としたイベントの開催や、開催の協力をしている	1
	子どもや子育て家庭を対象とした割引やサービスがある	1
	その他、自慢できる子育て家庭にやさしい取組	1
2 地域の子どもにやさしい	子どもの安全対策に取り組んでいる(こども110番への登録、通学時の見守りなど)	2
	子育て支援に取り組む市民活動団体の活動支援をしている	2
	職場体験、見学に対応している	2
	子どもが参加する地域の行事に協力している	1
	その他、地域の子どもにやさしい取組	1
3 従業員のワークライフバランスにやさしい	法定を上回る就業制度を作っている(出産、子育てに関する部分)	2
	育児介護休業法及びその独自制度を従業員に周知し、制度が利用できる職場づくりに取り組んでいる	1
	過去3年間に、育児休業を取得した従業員がいる(男性の場合はさらに1点を加点)	2(3)
	くるみん認定・トライくるみん認定を取得している	5
	みえの働き方改革推進企業認定	1
	その他、従業員のワークライフバランスにやさしい取組	1

1項目につき

1項目につき

1項目につき

あなたの事業所で、子育て1番だと思ふ取組を1つ記入ください！
※優れた取組は、市のホームページなどで紹介させていただきます

(別紙で提出もできます)

👉 こちらもチェック！

優れた取組は、ホームページなどで紹介されます！

松阪市の子育ては「子育て情報サイト」で検索！

子ども・子育てに関する検索はこちら！



「赤ちゃんの駅」募集中！

赤ちゃんの駅に登録していただける事業所を募集しています！
くわしくは、こちら！



松阪市 こども局 こども未来課

〒515-8515

三重県 松阪市殿町1340番地1 ☎(0598)53-4212

E-mail: komirai.div@city.matsusaka.mie.jp